（遺族前払一時金の申請）

第百四十八条　遺族前払一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二　被保険者又は被保険者であった者の氏名、生年月日及び死亡の年月日

三　選択しようとする遺族前払一時金の額

四　前条第二項ただし書の規定に基づき、遺族前払一時金の支給を受けようとする者においては、基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード

（遺族年金の一部支給停止期間）

第百四十九条　法附則第五条第四項の規定により遺族年金の額の一部が支給停止される期間は次の各号に掲げる額の合算額が遺族前払一時金の額に達するまでの間とする。

一　遺族前払一時金が支払われた月後、最初の遺族年金の支給期月から一年を経過するまでの間において各月に支給すべき遺族年金については、当該遺族年金の額の合算額

二　遺族前払一時金が支払われた月後、最初の遺族年金の支給期月から一年を経過した後各月に支給すべき遺族年金については、当該遺族年金の額を百分の五にその経過した年数を乗じて得た数に一を加えて得た数で除して得た額の合算額

第三節　雑則

（障害年金等の額の改定）

第百五十条　平成二十年八月以降分の月分の障害年金又は遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次の各号に定めるところによる。

一　法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五の下欄に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五の下欄に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

2　平成二十年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次の各号に定めるところによる。

一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五の下欄に定める率を乗じて得た額（その額が四万三百三十円を超えるときは四万三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。

二　法第八十五条第二項第四号に規定する休業手当金の額は、同項第二号に定める額と前号に定める額の合算額とする。

三　法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円）とする。

四　法第九十一条に規定する障害差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

五　法第九十二条に規定する障害年金差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

六　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円）の二・七月分に相当する金額とする。

七　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

（法第四十四条の規定による充当を行うことができる場合）

第百五十一条　法第四十四条の規定による年金たる保険給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

一　年金たる保険給付の受給権者の死亡を支給事由とする遺族年金の受給権者が、当該年金たる保険給付の受給権者の死亡に伴う当該年金たる保険給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二　遺族年金の受給権者が同一の支給事由に基づく他の遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

（損害賠償が行われた場合の取扱い）

第百五十二条　法附則第六条第二項第一号の年金給付は、次の各号に掲げる額の合算額が同号に規定する前払一時金の最高限度額に相当する額に達するまでの間についての年金給付とする。

一　年金給付を支給すべき事由の生じた月後、最初の年金給付の支給期月から一年を経過するまでの間において各月に支給すべき年金給付については、当該年金給付の合算額

二　年金給付を支給すべき事由の生じた月後、最初の年金給付の支給期月から一年を経過した後各月に支給すべき年金給付については、当該年金給付の額を百分の五にその経過した年数を乗じて得た数に一を加えて得た数で除して得た額の合算額

（船舶所有者から受けた損害賠償についての届出等）

第百五十三条　死亡した被保険者又は被保険者であった者の遺族が、当該被保険者又は被保険者であった者を使用していた船舶所有者から民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償（当該保険給付により補填される損害を補填する部分に限る。）を受けることができる場合であって、職務上の事由による保険給付を受けるべきときに、同一の事由について損害賠償を受けたときは、遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第百五十四条　本章の規定によって申請書、申請書又は届書に船舶所有者若しくは市町村長の証明書又は医師若しくは歯科医師の意見書を添付すべき場合であっても、その申請書、申請書又は届書に相当する記載を受けたときは、証明書又は意見書の添付を省略することができる。